

太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及を図り、火災から高齢者の生命、身体及び財産を守るため、太田市内に居住する高齢者の世帯に対し住警器を設置する太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市消防本部とする。

(対象世帯等)

第3条 住警器の設置を受けることができる世帯は、太田市に住所を有する者から構成される次に掲げる世帯とする。

(1) 70歳以上の1人暮らし高齢者世帯

(2) 前号に掲げるもののほか、消防長が住警器を設置する必要があると認める世帯

2 共同住宅、借家等の持ち家以外の住宅に居住している場合は、住警器の設置について当該住宅の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(申請及び決定等)

第4条 住警器の設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置申請書（様式第1号）を消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査した上、適否を決定し、太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(設置者)

第5条 住警器の設置は、消防職員又は消防団員が行うものとする。

(設置方法)

第6条 住警器の設置は、寝室及び階段の天井に固定する等の方法により行うものとする。

(設置者の責務)

第7条 第5条の規定により住警器を設置する消防職員又は消防団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請者のプライバシーに配慮して設置作業を遂行すること。

(2) 設置作業中は、職務に専念すること。

(3) 関係者の身上及び家庭について知り得た情報を他人に漏らしてはならないこと。

2 申請者は、設置作業が終了したときは、速やかに太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置確認書（様式第3号）を消防長に提出しなければならない。

(費用)

第8条 住警器の購入及び設置に要する費用は、太田市消防本部が負担する。

(住警器の維持管理)

第9条 住警器の故障、交換、撤去等の維持管理に関する経費は、世帯主が負担するものとする。

(免責)

第10条 住警器の設置後に発生した火災その他の災害（当該設置に起因するものを除く。）に対して、市側は賠償責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。